

# 「学校いじめ防止基本方針」<白根飯野小学校>令和8年度

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取組
4. 早期発見の取組
5. いじめへの対処
6. その他の留意事項
7. 重大事態への対応
8. いじめ防止指導計画の作成

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

☆はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となり、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む必要がある。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解することが求められる。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、望ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいくことが重要である。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、白根飯野小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 2 条）いじめには、多様な様態があり、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。そのため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断する必要がある。また、一見「いじめ」とみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又

は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

## (2) いじめに関する基本認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ② いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ③ いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ④ いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ⑤ いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑥ いじめは、様々な態様がある
- ⑦ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑩ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑪ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組む問題である。

「いじめ」は加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめ」を許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### ○「いじめ防止対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任・生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任 必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

### ○「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ防止対策委員会」は、学期に一回程度開催するが、必要により、ケース会議または、グループ単位で小回りが利くケース会議を開催する。

## 3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。（魅力ある学級・学校づくり）

未然防止の基本として、教職員すべてで、白根飯野小学校の児童はすべて、生まれや育ち、能力や外見の違いにかかわらず、無条件に人間としての基本的な人権をもつかけがえのない存在であり、その存在を否定したり、生存することや命を否定したりすることは犯罪であるという人権意識を育てる意識をもつ。また、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う。そのうえで、教育活動全体を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図り、児童の自己有用感や自己肯定感を育みながら望ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が主体的に授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すことで、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくる。「みんなでつくる白根飯野小学校」をキーワードに、すべての子どもたちが居場所をもつ学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組み、人権教室、防犯教室（スマートフォン、インターネット等、情報機器の正しい使い方）を開催し、人権尊重や情報モラルの充実も図ることである。

## 4. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが重要な取組である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。日頃から、保護者との連携及び児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

### 早期発見のための手立て

- ① アンケート調査（6月・10月・1月の3回）
- ② 学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳等の活用
- ③ Q-Uの実施と考察
- ④ 学級力アンケートの実施と考察
- ⑤ 個人面談（児童対象）
- ⑥ 個別懇談（保護者対象）
- ⑦ 日々の観察
- ⑧ 保健室の様子
- ⑨ 本人からの相談
- ⑩ 周りの友達からの相談
- ⑪ 保護者からの相談
- ⑫ 地域の方からの情報
- ⑬ 毎月の会議・終礼等の打ち合わせでの定期的な全校職員による情報交換・情報共有

## 5. 警察との連携

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（スクールサポーター等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、市教育委員会にも共有する。

学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行う。

## 6. いじめへの対処

### (1) 基本的な考え方

いじめの発見・または相談・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、組織的に対応に当たる。各教職員は、いじめに関わる情報を適切に記録しておき、教職員全体で情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、対応方針を決定し、組織的に取り組む。

### (2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校設置者と連携を取り、所轄警察署に相談する。いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

### (3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以降の対応を行っていく。

### (4) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以降の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえいじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

### (6) スマートフォンや1人1台端末を利用したインターネットやSNS等におけるいじめへの対応

インターネットやSNS等におけるいじめは匿名性が高く、ひとつの行為がいじめの被害にとどまら

ず、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。SNS を介した誹謗中傷や仲間外しなどのいじめについては、放置しておく大きなトラブルに発展する可能性があるため、警察等の関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応が行えるように体制を整える。また、教職員に対しても、情報モラル教育に関する研修を実施するなどして、指導力の向上を図る。

#### (7) いじめ解消の判断基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童と保護者に面談等により確認をする）

「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## 7. その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力する体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

#### (2) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、平素から職員同士が、経験談や具体的対応等を情報交換できる環境の充実を図る。

#### (3) 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保、限られた時間の中での効果的な対応の検討を図る。

#### (4) 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

<わかる授業やわかりやすい授業、児童会活動や道徳教育の充実に結び付けていく>

#### (5) 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することである。

<学家連携による情報交換と個々に応じた指導の実施、PTA・学校評議員会・学校運営協議会、見守り隊・自治会長との情報交換等の充実>

## 8. 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日改訂）文部科学省」により適切に対応する。

#### (1) 重大事態調査を実施する目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受け

るに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処(対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等)及び同種の事態の再発防止策(学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策)を講ずることを行うことを目的とする。

○重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指す。

○これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。

○重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずる。

## (2) いじめ重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解する。また、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築しておく。そのために、以下のような取組をしておく。

○学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を行う。

○重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて迅速かつ適切に対応して動き出せるように備える。

○全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できるようにしておく。

○学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

○実効性のある学校いじめ対策組織の設立

○学校の設置者と迅速に相談がとれるような連携体制の構築。

○様々な情報を効率的に正確に記録し保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みの構築。

○全職員の情報の共有化

○いじめを重大化させない取組。いじめの未然防止、情報収集、早期発見、早期対応、

## (3) 調査を行うに当たっての基本的姿勢

対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明する。また、学校も調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組んでいく。

重大事態調査を適切に実施するに当たっては、以下の視点をもちながら取り組む。

① 調査には真摯な態度で取り組む。

② 公平・中立に調査を行う。(調査体制の構築を含む)

③ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明確にする。

④ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理する。

⑤ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討する。

○対象児童・保護者への接し方

- ・児童に重大な被害(自殺や不登校等)が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱いていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- ・状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童・保護者の心情を害することは厳に慎む。

○対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もあるので、調査を行うことに理解を求める。

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要であるため、事前にその役割を決めておく必要がある。また、学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。さらに、学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もあることを承知しておく。

○重大事態の発生報告

①学校の設置者への報告、支援要請

学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないと、支援が行われず、事態の更なる悪化につながることを十分認識しておく。

②地方公共団体の長等への報告、必要な連携

地方公共団体の長等へ報告し必要な情報を共有することで、調査を行うに当たっての体制構築に係る支援や当該重大事態への対処に係る支援を求めるなどの連携を円滑に行う。

○重大事態発生時の初動対応

①初動対応の概要

重大事態調査を滞りなく始めるために、学校の設置者及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応をする。いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始することを全教職員が理解し、自分事として調査の実施に向けて協力する。また、窓口となる担当者を決めて、保

②資料の収集・保存

重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかる。

- ・定期的実施しているアンケート
  - ・教育相談の記録
  - ・過去のいじめの通報や面談の記録
  - ・いじめ対策組織等における会議の議事録及びその対応記録
- (平時より記録の作成や保存を確実に。資料等の保存期間は5年。)

(5) 調査組織の設置

調査主体は学校の設置者が判断することになっている。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおりとする。

- ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ②対象児童と関係児童の間で、被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③これまでの経緯から、学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

(6) 対象児童・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象児童・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行う。関係児童生徒・保護者への説明も行う。

○1 回目事前説明の事項

- ・重大事態の根拠 ・調査の目的 ・調査組織の構成に関する意向の確認 ・調査事項の確認
- ・調査方法や調査対象者についての確認 ・窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

○2 回目事前説明の事項

- ・調査の根拠、目的 ・調査組織の構成 ・調査時期・期間 ・調査事項・調査対象
- ・調査方法 ・調査結果の提供 ・調査終了の対応

説明に当たっては、はじめに説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。説明時には複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておく。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考え、録音や記録者の準備をしておく。

(7) 重大事態調査の進め方

アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

○調査全体の流れ

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施（教職員・関係児童・学校以外の関係機関等）
- ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

○調査報告書の作成

報告書の作成に当たっては、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。

【共通事項】

- ① 重大事態調査の位置付け ② 調査の目的、調査組織の構成 ③ 当該事案の基礎情報・概要
- ④ 調査の方法・内容 ⑤ 当該事案の事実経過 ⑥ 当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ⑦ 学校及び学校の設置者の対応 ⑧ 当該事案への対処及び再発防止策の提言 ⑨ 参考資料

【対象児童生徒が自殺している場合(自殺が疑われる場合を含む)】

- ① 自殺に至る過程や心理の検証(分析評価) ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討し、検討した今後の支援方策を報告書に記載する。

(8) 調査結果の説明・公表

調査報告書に基づく対象児童・保護者への説明を必ず行う。(法で求められている。)併せて、いじめを行った児童・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して必ず報告を行う。(法で求められている。)調査報告書を公表するか否かについては、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するが、特段の支障がなければ公表する。

## 10. いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会		いじめ対策委員会		教員研修	
防止対策	学級開き 教育相談	人権教室 学級力アンケート	ネット防犯教室	事案発生時に緊急対応会議の開催		教育相談機関
早期発見		Q-Uの実施と結果の考察 家庭訪問	いじめアンケート	学校評価	教育相談機関	

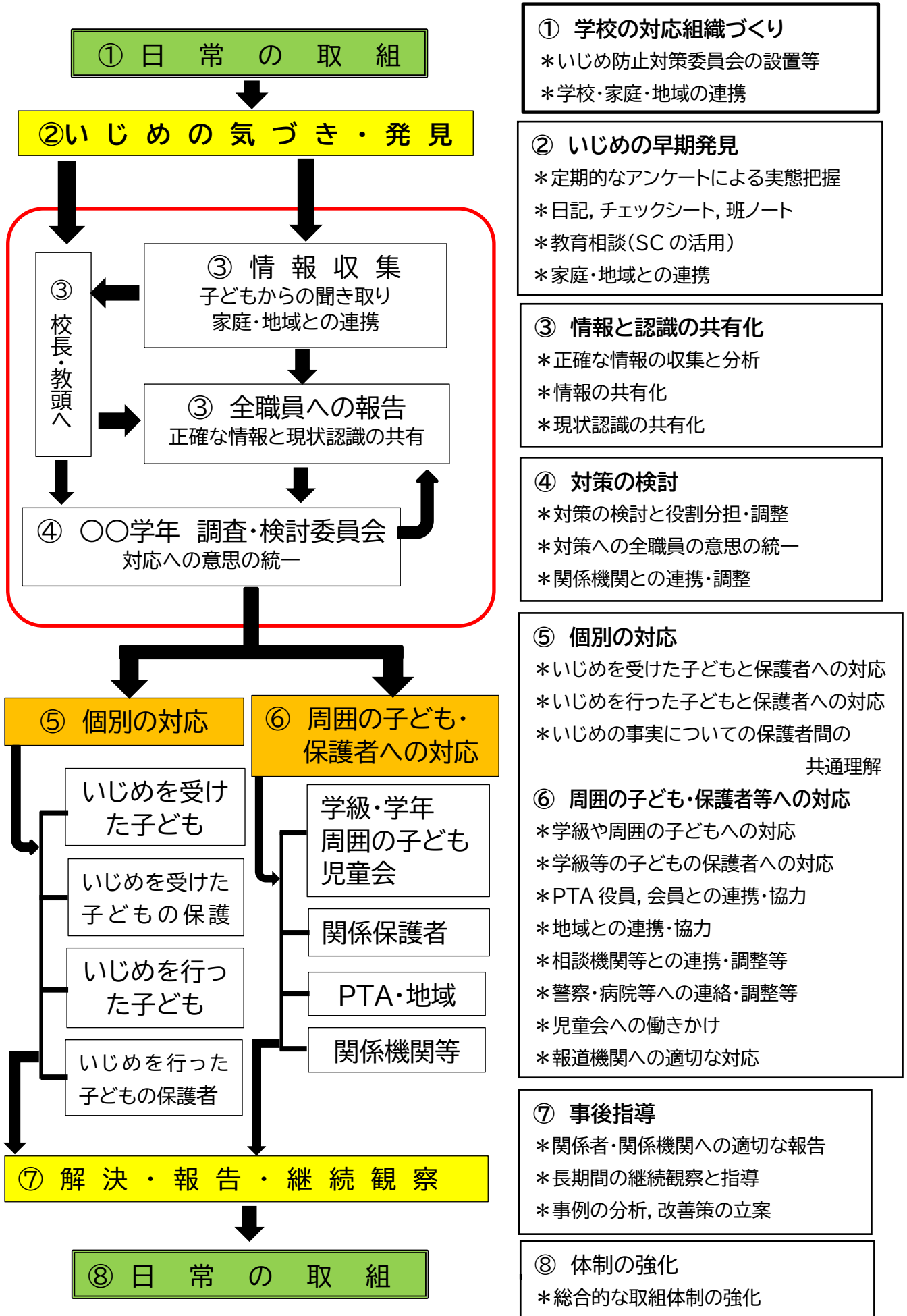
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ対策委員会			いじめ対策委員会	
防止対策	学級力アンケート	事案発生時に緊急対応会議の開催			学年懇談 学級力アンケート	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察 いじめアンケート		個別懇談 教育相談機関	学校評価 いじめアンケート		教育相談機関

※いじめ対策委員会の他に、終礼等を利用した日常的な児童情報交換・研修を実施する。

## 重大事態発生時対応・組織的な指導体制の確立（内規）

状 況	指 導 体 制
平常時	<p>★当該児童の担任 学年担任 生徒指導（教務主任） 養教 司書等 → 教頭へ報告</p> <p>・日常的・組織的に未然防止及び各種事案に対応できる体制を確立する。</p>
事案発生時	<p>「〇〇学年 調査・検討委員会」（教頭判断）</p> <p>★教頭 当該児童の担任・学年担任 生徒指導（教務主任） 養教 SC → 校長へ報告</p> <p>・組織的な体制を確立し、学校全体で事案への対応及び経過観察を行う。 いじめが終息に向かうまで継続的に対応する。</p>
重大事態発生時	<p>「いじめ問題対策委員会」（校長判断）</p> <p>★校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 当該児童の担任 全学年主任 SC PTA 本会役員・学年役員 学校評議員 市教委指導主事</p> <p>・実態把握のためのアンケート調査や聞き取り調査等を実施する。</p> <p>・学校の各種調査結果を踏まえて事案の検討を行う。</p> <p>・市教委には随時、市指導主事を通じて経過報告が行われるが、市教委から正式な要請があった場合には、その調査・検討の結果を、校長が中心となり報告する。</p> <p>・プライバシーには十分に留意し、関係者全員に守秘義務が課せられる。</p>

# いじめの早期発見・早期対応の具体的な流れ



**① 学校の対応組織づくり**  
 ＊いじめ防止対策委員会の設置等  
 ＊学校・家庭・地域の連携

**② いじめの早期発見**  
 ＊定期的なアンケートによる実態把握  
 ＊日記, チェックシート, 班ノート  
 ＊教育相談(SCの活用)  
 ＊家庭・地域との連携

**③ 情報と認識の共有化**  
 ＊正確な情報の収集と分析  
 ＊情報の共有化  
 ＊現状認識の共有化

**④ 対策の検討**  
 ＊対策の検討と役割分担・調整  
 ＊対策への全職員の意思の統一  
 ＊関係機関との連携・調整

**⑤ 個別の対応**  
 ＊いじめを受けた子どもと保護者への対応  
 ＊いじめを行った子どもと保護者への対応  
 ＊いじめの事実についての保護者間の  
 共通理解

**⑥ 周囲の子ども・保護者等への対応**  
 ＊学級や周囲の子どもへの対応  
 ＊学級等の子どもの保護者への対応  
 ＊PTA 役員, 会員との連携・協力  
 ＊地域との連携・協力  
 ＊相談機関等との連携・調整等  
 ＊警察・病院等への連絡・調整等  
 ＊児童会への働きかけ  
 ＊報道機関への適切な対応

**⑦ 事後指導**  
 ＊関係者・関係機関への適切な報告  
 ＊長期間の継続観察と指導  
 ＊事例の分析, 改善策の立案

**⑧ 体制の強化**  
 ＊総合的な取組体制の強化